

## 転入学の時期

2024年4月

## 転入学出願資格

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学に在学している者。
- (2) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校に在学している者。
- (3) 保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に基づき、都道府県知事が指定した看護師養成所のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校の専門課程に在学している者。

※ 現に上記(1)～(3)の何れかの学校に在籍している方が対象です。

## 転入学の条件

- (1) 在学している学校または養成所における授業科目、単位数、授業時間数及び教育進度が本校と同程度である場合。
- (2) 転入学試験に合格した者。

## 転入学出願に関する相談

本校への転入学を希望する方は、2024年3月11日までに以下の連絡先にご相談ください。

TEL：0279-20-1174（平日 9:00～17:00）